

## 募集

### はたちのつどい実行委員募集

恵庭市はたちのつどいは、式典出席者の手によって企画運営されます。令和8年1月11日(日)に開催予定の式典を、自分たちの手で作り上げましょう！

一生に1度の「はたちのつどい」を盛り上げたい人、盛り上がりたいたい人、ぜひ応募ください。

**対象・定員** 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの人・10人  
**内容** 9月～12月の間に実行委員会を4回予定

**申込方法** 7月1日(火)から18日(金)までに電話

**問合せ・申込先** 社会教育課(☎33-3131内線1715)

## 子ども・子育て

### 教育相談

**日時** 7月23日(水) 10時～16時

**会場** 市民会館 2階小会議室

**対象** 市内に住む小・中学生、高校生およびその保護者

**相談員** 担当校のスクールカウンセラー

**申込期限** 7月22日(火)

**問合せ・申込先** 教育支援課(☎33-3131内線1632)

## 七夕まつり

**日時** 7月26日(土)13時30分～15時30分

**会場** 黄金ふれあいセンター

**内容** 短冊に願い事を書こう、ヨーヨーつり、じゃんけん大会、ビンゴ大会など

**対象・定員** 18歳未満(未就学児は保護者同伴可)・50人程度

**持ち物** 汗拭きタオル、飲み物

**問合せ先** こがね子どもひろば(☎070-8787-5420)

## 食事代の減額・限度額適用認定証の申請

### ■入院時食事代の自己負担額

国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の入院時食事代の一部(1食510円)は患者負担ですが、次に該当する人は減額となります。必要書類など、詳しくは問い合わせください。

### ■条件・自己負担額

条件	自己負担額
令和7年度市民税・道民税が世帯全員非課税の人	1食240円
上の条件に該当し、かつ右記に該当する人	1食190円
過去1年間の入院期間が90日を超える人	1食190円
70歳以上で、一定の所得額以下の世帯に属する人	1食110円

### ■高額療養費の自己負担限度額

国民健康保険加入者で、満70歳未満の人が入院または高額な外来診療を受ける場合「限度額適用認定証」を提示することで、病院での支払いが限度額までとなります。70歳以上の人は、市・道民税非課税世帯の人と課税世帯の内、現役並みⅠ・Ⅱの人が対象となりますが、その他の区分の世帯の人は、保険証を提示することで支払いが限度額までとなることから「限度額適用認定証」の手続きは不要です。

### ▶所得区分・限度額(70歳未満)

所得区分	3回目までの限度額(月額)	4回目以降の限度額(月額)
年間所得(※)901万円超の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
年間所得600万円を超え901万円以下の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
年間所得210万円を超え600万円以下の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
年間所得210万円以下の人	57,600円	44,400円
市・道民税非課税世帯の人	35,400円	24,600円

(※)年間所得=総所得金額等一基礎控除額

### ▶所得区分・限度額(70歳以上)

所得区分	外来+入院(世帯ごと)		
	外来(個人ごと)		
課税世帯	課税所得(現役並みⅢ)690万円以上の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※4回目以降の限度額140,100円	
	課税所得(現役並みⅡ)380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※4回目以降の限度額93,000円	
	課税所得(現役並みⅠ)145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※4回目以降の限度額44,400円	
	課税所得(一般)145万円未満の人	18,000円 ※年間上限144,000円	57,600円 ※4回目以降の限度額44,400円
非課税世帯	(Ⅱ)住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	(Ⅰ)年金収入80.67万円以下など		15,000円

**申請方法** 新規の場合は随時、国民健康保険加入者で更新の場合は7月18日(金)以降に申請

※過去に後期高齢者医療限度額適用認定証を持っている人で今年度対象となる人は、7月中に新しい資格確認書を送付するので更新手続きは不要

**受付窓口** 国保医療課、島松支所、恵み野出張所

**その他** 国民健康保険加入者で現在交付を受けている人の認定証の有効期限は、7月31日(休)のため更新手続きが必要

※社会保険の人は、加入中の健康保険に問い合わせください

### 問合せ先 国保医療課

国民健康保険加入者▶(☎33-3131内線1163)

後期高齢者医療制度加入者▶(☎33-3131内線1167)

## 会計年度任用職員募集

■**処遇など**／通勤手当：有り(正職員に準ずる)、賞与：有り(任期が6カ月以上で、週の労働時間が15時間30分以上の職)

■**任用期間**／**1** 8月1日～令和8年3月31日 **2** 7月24日～令和8年1月23日

■**試験日時・会場**／履歴書提出後に連絡

■**試験方法**／面接試験

■**申込期間**／7月1日(火)～11日(金)に必要書類を職員課に提出  
※平日8時45分～17時15分。郵送の場合は11日(金)必着。  
申し込みは1人1職種のみ

### 募集内容

職種	賃金	採用 予定人数	労働時間	問合せ・就業先
<b>1</b> 保育園給食調理員	月額 145,561～169,659円	1人	週29時間	すみれ保育園 (☎33-3388)
<b>2</b> 保健師(育休代替)	月額 207,400～250,000円	1人	週38時間45分	保健課 (☎25-5700)



受験資格や業務内容などの詳細はこちら▶

会計年度任用職員(一般事務、登録期間1年間) 随時募集中。欠員が生じたときに任用されます。

**申込方法**▶市指定の履歴書および経歴書を職員課に提出  
(市ホームページでダウンロードできるほか、職員課、島松支所、恵み野出張所に備え付け)

**任用期間**▶1年以内(任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内)

**試験方法**▶面接試験

職種	賃金	社会 保険	雇用 保険	採用 予定 人数	資格要件など	業務内容	労働時間	勤務内容の 問合せ先
事務補助員	月額 137,329～164,645円	有	有	若干 名	パソコン(エクセル、ワードなど)を使える人	パソコンを使った事務補助、窓口での接客業務など	週29時間 ※配属先によって異なる場合があります	職員課 (内線2221)

## 市民プール情報

【問合せ先】健康スポーツ課 (☎ 25-5727)

### 島松水泳プールの休止について

プールの改修に伴い、令和6年度に引き続き令和7年度も島松水泳プールを休止します。夏休み期間中は、近隣の市民プールまでのバスによる移動支援を実施します。詳しくは下記のバス運行情報を確認ください。

### 夏休み市民プールバス移動支援

市民プールが開設されない区域の児童を対象に、近隣地区までの移動バスを運行します。

#### 【利用対象者】

島松小学校、柏小学校、恵み野小学校、松恵小学校区に住む小・中学生とその保護者(1人まで。満席時は児童を優先)

#### 【運行期間】

7月26日(土)～8月25日(月) ※8月14日(木)、15日(金)を除く

#### 【移動先のプール】

柏小学校区▶恵庭水泳プール(恵庭小学校)

島松小学校、恵み野小学校、松恵小学校区▶恵み野水泳プール(恵み野旭小学校)

#### 【運行コース】

① 柏小学校前(12:45)▶恵庭小学校前(15:30)▶柏小学校前

② 松恵小学校東恵庭会館前(13:10)▶恵み野旭小学校前(16:00)▶松恵小学校東恵庭会館前

③ 恵み野小学校前(13:20)▶恵み野旭小学校前(16:00)▶恵み野小学校前

④ 島松小学校前(13:30)▶恵み野旭小学校前(16:40)▶島松小学校前

※どちらかのプールが中止の場合、時間に変更はありませんが行き先が変わります

(恵庭水泳プールが中止の場合▶恵み野水泳プール、恵み野水泳プールが中止の場合▶恵庭水泳プール)

